平成２１年（フ）第３０２号
滋賀県栗東市出庭73番地１、前住所京都府福知山市字天田無番地
債務者　坂本　拓哉
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
滋賀県栗東市御園1028番地　西33―302
債務者　大野　成明
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
大津市萱野浦23番17―208号、前住所滋賀県東近江市佐野町350番地10
債務者　藤村　　博
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０号
奈良県五條市野原西４丁目12番28号
債務者　前田　　實
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５１号
奈良県五條市野原西４丁目12番28号
債務者　前田　勝代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５２号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本998番地の88
債務者　松島　壽子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第２６６号
鳥取県鳥取市国府町宮下1180番地３　フォーブルＫＭ205号、旧住所鳥取県鳥取市国府町上地172番地
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７３号
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜1111番地の16
債務者　岸本美和子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
鳥取県鳥取市大工町頭32番地１　母子生活支援施設、旧住所鳥取県鳥取市桜谷５番地45
債務者　岸本美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８８号
鳥取県鳥取市正蓮寺35番地の25、旧住所広島県広島市東区中山新町３丁目18番10―207号
債務者　木下　幹夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０３号
鳥取県境港市芝町1608番地　ドゥウエルムーアⅡ―Ｃ
債務者　大木　徳一
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第１８４３号
広島市西区古江上１丁目175番地２―801号
債務者　稲田　智子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１８４４号
広島市西区井口４丁目46番６―101号、申立時の住所広島市西区古江上２丁目502番地７ローレルコート古江901
債務者　徳長　育夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２０２９号
広島市西区井口台１丁目13番30―407号
債務者　紅床　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２０３０号
広島市西区井口台１丁目13番30―407号
債務者　紅床久美子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１０号
広島市安芸区中野４丁目７番１号
債務者　岡野久美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０５号
広島県大竹市小方１丁目22番４号
債務者　山本　哲矢
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０３号
広島市安佐南区山本１丁目15番23号
債務者　山下　義宣
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部